

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成 23 年 1 月 20 日 (木)

開会 9 時 30 分

閉会 11 時 30 分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、竹下譲委員、丹保健一委員、牛場まり子委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治 (再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室主査 前川幸則

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策副室長 西浦昌宏

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育・文化財保護室主幹 竹田憲治

スポーツ振興室長 村木輝之 スポーツ振興室指導主事 堀之内宏行

スポーツ振興室主事 奥田さおり

## 5 議案件名及び採決の結果

	件 名	審議結果
議案第 59 号	職員の人事異動(市町町立小中学校)について	原案可決
議案第 60 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 61 号	県指定無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事に かかる勧告について	原案可決

## 6 報告題件名

	件 名
報告 1	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
報告 2	第 39 回三重県スポーツ賞及び三重県スポーツ特別功労大賞の表彰について
報告 3	平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成 22 年 12 月 22 日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第 59 号及び第 56 号については、人事案件のため秘密会、報告 2 については受賞対象者等公表前のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 61 号を審議し、報告 1、報告 3 の報告を受け、非公開の報告 2 の報告を受けた後、秘密会の議案第 59 号、第 60 号を審議する順とすることを確認する。

・**審議内容**

**議案第 61 号 県指定無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事にかかる勧告について（公開）**

（社会教育・文化財保護室長説明）

県指定無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事にかかる勧告について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 1 月 20 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、県指定無形民俗文化財の保存に関する助言または勧告については、三重県文化財保護条例第 33 条及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 20 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

まず、1 月 13 日に開催されました三重県文化財保護審議会につきまして、上げ馬神事についての審議がされました。その中で調査報告が取りまとめられ、慎重審議され、建議が三重県教育委員会に対してされたところでございます。まず、その保護審議会におきまして調査報告が取りまとめられましたので、それについて説明させていただきたいと思っております。

まず、資料のほうでございますが、ページ番号を振っております 4 の後でございます。県指定無形民俗文化財猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事にかかる調査報告。平成 23 年 1 月 13 日三重県文化財保護審議会となっております。こちらのほうの報告書を見ていただけますでしょうか。まず、この報告書でございますが、開いていただきまして、目次をご覧ください。目次で、まず、上げ馬神事の概要ということで、両神事の概要が書かれております。次に、調査に至る経過という部分がございます。3 番目に調査内容でございます。そして、4 番目に調査結果、5 番目にまとめとなります。巻末のほうに資料といたしまして、猪名部神社上げ馬神事関係、13 ページからでございますが、これには練習会場、あるいは神事の会場の地図、また、上げ馬神事の式次第、それと当日の出走表、17 ページ以降は多度大社の上げ馬神事の関係となっております。

まず、1 ページでございます。上げ馬神事の概要ということでございますが、保護審議会は三重県指定無形民俗文化財の上げ馬神事が、現在の社会状況に考慮して、文化財指定の価値を有しているかどうかについて 22 年に調査を実施し、その結果を取りまとめたものというものでございます。

まず、上げ馬神事の概要でございますが、上げ馬神事は猪名部神社、員弁郡東員町北大社、多度大社、桑名市多度町多度で行われておりまして、馬に乗った若者が急峻な土壁を駆け上がる神事でございます。これらの神事につきましては、三重県における地域共同社会の組織、あるいは庶民信仰の変遷を知るうえで欠くことのできない無形民俗文化財として重要であるということから、県の無形民俗文化財に指定されているところでございます。

猪名部神社上げ馬神事でございますが、平成 14 年 3 月 13 日に県指定になっております。また、神事につきましては、平成 22 年は 4 月 3 日、4 日、神事は地元 4 地区により行われておりまして、1 日目に各 2 回、2 日目に各 1 回、合計 6 頭の馬が出走し、延べ 18 頭が出ております。また、当日は約 2 万人の人が訪れたというような祭りでございます。

また、多度大社の上げ馬神事でございますが、昭和 53 年 2 月 7 日に指定となっております。毎年 5 月の 4 日、5 日の 2 日間行われておりまして、神事におきましては、御厨と呼ばれる地元 7 地区により実施されております。また、上げ馬につきましては、肱江地区というところ以外の 6 地区から馬が出走しておりまして、延べ 18 頭が出ているところでございます。平成 22 年のこの神事にお

きましては、約 20 万人の人が訪れたというところでございます。

2 ページ目でございますが、調査に至る計画のところでございます。三重県におきましては、平成 8 年度以降、上げ馬神事について、馬の取扱いが動物虐待にあたる等との指摘を受けておりました、地元に対して改善のための指導を行ってきたところでございます。平成 22 年に調査を行った経緯は以下のとおりでございますが、平成 8 年に県に対して愛護団体のほうから指定文化財の取消しを求める要望書等が提出されており、また、その年 9 月に文化財保護審議会がこういった要望を受け、県教育委員会に建議がなされたところでございます。そういった建議を受けまして、県の教育委員会は地元保持団体に対して改善にかかる通知を行っております。その後、断続的ではございますが、調査あるいは巡視を続けてきておりました、平成 16 年からは県による上げ馬神事の巡視を引き続き行いまして、本年まで至っておるというところでございます。それで、平成 21 年に多度の上げ馬神事におきまして、地元関係者による馬への虐待行為、疑いがございますが、発生しておるというところでございます。

21 年の 10 月に保護審議会では、22 年の調査を実施するということが決まりまして、翌平成 22 年 2 月には審議会において調査の内容報告等が決定されております。それで、平成 22 年の 3 月、4 月、その練習、あるいは神事当日も含めまして、まず猪名部神社の上げ馬神事の調査を 4 月、5 月に多度大社の上げ馬神事の調査を実施したところでございます。

調査の内容でございますが、調査の日時は、先ほども申しましたように、騎手が神事に備えて各地区で行う練習、あるいは神事の当日といったところで猪名部神社、多度大社での実施日は以下のとおりでございます。それと、実施体制でございますが、調査にあたりましては、保護審議会委員、県職員、調査協力員、この調査協力員は獣医師と馬術競技の専門家によって行っております。猪名部神社上げ馬神事、多度大社上げ馬神事の調査にあたりました人数については、以下のとおりでございます。

次に調査の観点でございます。調査は 4 つの観点から実施しております。まず、文化財の価値について、指定時と現在の状況を比較し価値に変化がないか。動物愛護、虐待について、この動物愛護及び管理に関する法律というものがございまして、それに違反する行為が行われていないか、あるいは動物愛護の精神に反する行為が行われていないか。また、青少年健全育成、飲酒・喫煙等につきましては、青少年が公然、あるいは集団で飲酒、喫煙を行っていないか。4 ページでございますが、また、神事の安全な実施ということで、騎手、馬、関係者及び観客に対して事故が起きないような運営がなされているかという点でございます。

また、調査の方法としましては、練習につきましては練習場所、神事の当日におきましては、馬の保管場所、練習場所、移動経路、出走地点、上げ坂、あるいは境内での巡視等を行っております。その他の項目につきましては、現地調査に加え、平成 16 年以降、県が指摘、あるいは指導した事項と、それに対する地元の改善状況、あるいは過去の騎手、関係者、馬の死亡事故の発生状況といったものを調査する内容になっております。

5 ページの調査の結果としましては、平成 22 年の神事と平成 16 年以降の指導状況を踏まえて総合的に行っております。まず、先ほど言いました 4 つの観点というところで、猪名部神社、多度大社、両上げ馬神事について分けて記述させていただいております。

まず、猪名部神社の上げ馬神事でございますが、文化財の価値でございます。指定時と現在の文化財の価値という部分におきましては、社会組織の形態であったり、古式の祭礼形態、成人への通過儀礼の形態をよく残しており、庶民の暮らしの変遷を知るための資料として重要であるというところでございます。

動物愛護虐待につきましては、まず、動物愛護管理法に違反する行為というところでございますが、動物愛護虐待につきましては、動物愛護管理法を所管します県の健康福祉部に照会し、見解を得ているところでございます。まず、動物愛護管理法に違反する行為としては認められておりません。また、動物愛護の精神に反する行為といったものにつきましては、地元関係者が馬の前で法被を振り回す、あるいは大声を上げる、砂や小石を投げる、繰り返しハミをしやくる等の行為が認められております。

また、平成 22 年 4 月 3 日でございますが、この日の中で馬が頸椎骨折事故が発生するということがございました。その中で速やかな対応が取れる体制が整っていなかったという状況がございます。

また、過去の指導と地元の改善状況というところでございますが、騎手以外の者が馬を叩く等の

行為が断続的に発生しておったところでございますが、これらの行為につきましては、平成 22 年には認められていません。

また、保管場所から出走場所までのルートを開示し、神事の運営に関しての透明性が高められたというところでございますが、恐れ入ります、巻末の資料の 14 ページをご覧くださいませ。破線でルートを示しておるところでございます。まず、馬の保管場所、猪名部神社の境内でございますが、そこから練習場所、あるいは、移動経路を通して出走します場所まで行きます。そして、最終的に上げ坂といわれるところで上げ馬神事が行われるわけですが、こういったルートをこれまでは各地区が出走地点までばらばらな行動がありました。その中で各地区とも共通の統一のルールを定められまして、このルートを通して行くということで、透明性が高められたところが確認されています。

それで、次に、青少年の健全育成でございます。青少年による飲酒、喫煙といったようなことは認められておりません。また、過去の指導状況、あるいは地元の改善状況といったところですが、これまでは地元の関係者との打ち合わせにおいて、健全育成にかかる指導を行ってきたところでございます。22 年におきましては、そういったものを監視、あるいは指導する役員を増強されております。また、神社境内におきまして酒類の持込を制限する取組も行っておりました。また、神事の安全な実施におきましては、上げ坂の角度、高さ、土壁の高さが前年よりも低くされ、また、角度も緩やかにされておりました。また、先ほど言いました、馬が頸椎骨折事故を起こしたところですが、これは坂を上がる途中でつまずいたような形で、そのまま首の骨を折ったというような形で即死状態でしたが、この事故発生時では走路がややぬかるんでおったというような状況でございます。

6 ページでございます。神事に至るまでの準備等というところにつきましては、練習においては一定の各関係者による指導が行われておるわけですが、地区により練習内容等に差があると。また、調教についても練習と同じようにやはり調教内容に各地区差がございました。また、一部の地区では過去に実績のある馬、これは上げ馬に使われた馬というような馬でございますが、そういった馬や、あるいは障害競技経験のある馬を使用していたところでございます。

過去の神事についての重大事故の発生状況でございますが、平成 21 年の合駈中、これは最終的に坂を上がるという上げ坂の前に、坂の手前まで走って乗り込みをするような状況のときでございましたが、21 年におきまして、2 頭の馬が前足を骨折するという事故がございました。

引き続きまして、多度大社の上げ馬神事につきましては、文化財の価値については重要であるということで変わっておりません。また、動物愛護虐待等でございますが、まず、動物愛護管理法に違反する行為といったことでございますが、平成 22 年 5 月 5 日に馬の骨折事故がございました。これは上げ坂、土壁を上がろうとしたときに馬が上がりきれず、後ろに下がったときに後ろ足を骨折したという状況でございます。そのまま馬がうずくまった状態であったというようなところでございますが、これにつきましては、その事故があった後の取扱いについて、動物愛護管理法に違反する可能性があるということでそういう行為が認められたということです。この可能性のある行為といたしましては、耳に水を入れたり、無理に起こそうとしたり、あるいは獣医が駆けつけるのが時間がかかっておったというような状況でございます。ただ、これにつきましては、既に健康福祉部のほうから地元関係者に対して指導が行われているところでございます。また、動物愛護の精神に反する行為といたしましては、馬に砂をかける等の威嚇的な行為が認められたというところでございます。

過去の指導状況、改善状況でございますが、これまでも断続的に馬をたたく等の行為が発生しておったところですが、特に、平成 21 年においては動物愛護管理法違反の疑いがある行為として認められております。これは、むやみに馬をたたく行為が認められたというところでございますが、これらの行為につきましては、平成 22 年には認められておりません。

また、先ほど猪名部でもご紹介させていただきましたように、練習場所、出走場所のルートの公開というところでございますが、こちらは巻末の資料の 18 ページでルートを示させていただいておるところでございます。やはり多度大社の境内のところから馬の練習場所、あるいは保管場所といったようなところでのルート、あるいは出走地点までのルートといったものを統一的に決められ公開したというところ、透明性が高められたというところでございます。また、馬に対する取扱いについてチェックを行います、監視委員会というのもこの年置かれまして、チェックされるという

ところでございます。

青少年の健全育成でございますが、飲酒、喫煙等認められなかったんですが、神事中に騎手による飲酒の疑いのある行為といったような行為が認められています。これにつきましては、騎手が一升瓶を口にするとしたような行為がございまして、地元の関係者の聞き取りでは、この中身は水であったというようなところでございます。

また、これらにつきましては過去の指導と改善状況でございます。これまで地元関係者との会議等におきまして、こういった指導をしてきたところでございます。また、地元ではこういった飲酒等を防止するためのチラシ配布、あるいは回覧といったところで啓発に努められております。

次に、7ページでございますが、神事の安全な実施という点でございます。上げ坂の角度等というところでは、土壁は前年に比べて高さが低くされております。また、坂につきましては、馬が駆け上がるにはやや急な傾斜になっておたというところでございます。神事に至るまでの準備等につきましては、騎手の練習、あるいは馬の調教といったところにつきましては、一定の地元の指導はされておるところですが、やっぱり各御厨においての練習内容に差があったというところ。また、こちらでも馬の使用につきましては実績のある馬であったり、障害競技経験のある馬といったものが使用されておりました。

また、過去の神事についての重大事故の発生の状況でございます。昭和57年の練習中に騎手が死亡するということが発生しております。また、馬につきましては、過去20年間、これは平成21年まででございますが、4頭の馬が練習中を含めまして死亡するという事故が発生しているところでございます。

まとめにつきましては、猪名部神社、多度大社両上げ馬神事について、平成22年の神事と16年以降の指導状況を踏まえて総合的に調査を実施し、それぞれの神事共、一定の改善がなされたが、動物愛護等に課題があり、引き続き、改善のための取組が必要であるとされております。また、このため平成23年にも調査を実施し、その状況を確認する必要があるということでございます。こういったまとめをされ、また、慎重に審議をされた結果、審議会におきまして、資料のページ番号3をご覧いただけますでしょうか。猪名部神社上げ馬神事につきましては、保護審議会から次のような建議が出されております。3ページの猪名部神社でございますが、慎重審議をしましたところ、文化財の価値については変化は認められませんでした。

馬の取扱いについては、自主的な改善が認められましたが、下記についての課題があり改善が必要と認めました。つきましては、貴職において、この趣旨に沿って必要な措置を講ぜられるとともに、平成23年において調査するようということで、県教育委員会に対して建議がなされております。

「記」の部分でございますが、1.馬の取扱いについては、馬を威嚇する行為、馬の死亡事故発生時における対応等についての改善が求められております。また、2.青少年の健全育成という点につきましては、飲酒等の行為は認められておりませんが、取組を継続して行う必要があるというところでございます。また、3.神事の安全な実施につきましては、土壁の高さ、角度に関しての一定の改善がございましたが、走路においての馬の転倒・死亡事故が発生していることもございます。走路の安全性について、更なる取組が必要であると。また、練習方法、練習量、馬の調教、あるいは適正馬の調達についての更なる取組というものが求められております。

4ページ目には多度大社の上げ馬神事に対する県教育委員会への建議でございます。文化財の価値につきましては、変化は認められておりません。馬の取扱いといった点におきましては、自主的な改善が認められましたが、下記についての課題があり、改善が必要というところでございます。また、引き続き、平成23年にも調査を行うよう建議がなされております。馬の取扱いについては、事故後の馬の取扱い、馬を威嚇する行為等についての改善が求められております。また、未成年による飲酒の疑いがある行為が認められていますので、これには改善が求められております。また、神事の安全な実施については、坂の傾斜等について更なる取組が求められています。また、騎手の練習方法、練習量、馬の調教方法、適正馬の調達については更なる取組が求められておるという建議がなされております。

こういった建議を受けまして、教育委員会といたしましては、文化財保護審議会の建議を重く受け止め、一定の改善は見られたものの、動物愛護等の課題がありますことから、保持団体に対しまして、文化財保護条例に基づきます是正措置を講じるための必要な措置といたしまして、勧告を行

うことが適切と考えております。

それで、資料の1ページ、「案」でございますが、猪名部神社上げ馬神事についての勧告でございますが、これは保持団体であります東員町流鍋馬保存会に対してでございますが、三重県無形民俗文化財指定の価値が失われることがないように、三重県文化財保護条例第33条の規定により下記のとおり勧告いたしますというところでございます。この三重県文化財保護条例第33条につきましては、教育委員会は県指定無形民俗文化財の保存にあたることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言、又は勧告することができるという規定でございます。この規定に基づきまして、下記の勧告をします。1.馬の取扱について、動物愛護及び管理に関する法律を遵守し、動物虐待や動物愛護の精神に反する行為を根絶すること。2.未成年の飲酒、喫煙等を防止する取組を継続し、青少年の健全育成に努めること。3.騎手、馬、関係者や観客に対して事故が起きないように、神事の安全な運営に努めること。

2ページでございます。これは多度大社上げ馬神事についての勧告でございます。これは保持団体でございます多度大社に対して行います。こちらも文化財指定の価値が失われることがないように、三重県文化財保護条例第33条の規定により下記の勧告をしますということでございまして、1.馬の取扱いについては、動物愛護及び管理に関する法律を遵守し、動物虐待や動物愛護の精神に反する行為を根絶すること。2.未成年の飲酒、喫煙等を防止する取組を継続し、疑いを持たれないよう青少年の健全育成に努めること。3.騎手、馬、関係者や観客等に対して事故が起きないように、神事の安全な運営に努めること。こういった内容の勧告をいたしたいと考えております。議案の説明については以上でございます。

#### 【質疑】

竹下委員

勧告の中身自体はこれでいいと思いますが、ただ、この審議会の方針に比べると非常に抽象的になっていきますね。それで、実際にこの勧告を運用しようとなると、中身というものは当然必要になってくると。そのときにこの審議会の方針、建議をそのまま説明していくということに、もしなるのなら、この建議について疑問点を解消しておく必要があると思うんですけども。それで、いくつか私なりの疑問があるんですが、例えば、この建議の中でいきますと3ページ目の3番の2番、騎手の練習方法や練習量、馬の調教方法、適正馬の調達については、更なる取組が求められますという建議がありますけども、これの中身は多分、この審議会が出してくれた調査報告の中の5ページ、6ページ、これ猪名部神社、あるいは多度のほうですが、この辺が絡んでくるのだろうと想像してはいますが、それでいいんでしょうね。そこからいきますと、まず、分からないと思うのが、この5ページでいきますと、2番、動物愛護・虐待についてのウの2番目のですけども、馬の保管場所から出走場所までのルートを公開し、神事の運営に関しての透明性が高められたというのがありますが、これは本当に必要なんですか。この神事というのは、神事ではありますけども、一種の競争でしょ。その地区その地区でどこが上まで上がったか、スピードはどうだったかという地区間の競争も当然入っていると思うんですけども。

そうなれば、例えば練習中、あるいは運んでくときの仕方とか、いろいろ秘密のところもあるんじゃないかと思うんですけどね。人間でいっても、ほかにも練習のところが公開してとか、練習が地区によって違ふと。6ページにありますね。6ページのイの神事に至るまでの準備等で、馬の調教についても、地元の関係者等による指導が行われているが、地区により調教内容等に差があった。これ、いかにも差があるのが悪いような書き方ですけども、問題点があるような書き方ですけども。普通、人間が例えば陸上競技なんかの練習をする場合も秘密にしたがる選手も結構いますよね。全部公開して、あるいは全員が同じような練習方法で、練習をしてなんていうふうなことは人間の場合はないはずですね。それぞれ工夫を凝らして練習方法を変えると、それなりの工夫をするということがあろうと思うんですけども、それからいきますと、この神事も地区によって練習方法が変わって当然じゃないかと私は思うんですけどね。それを全部同じにすると、指導をするというような趣旨にこの建議報告書は受け取れますけども、そういうことをもし内容とするんならば、ちょっとその辺がおかしいんじゃないかなという気は私はするんですけども。その辺はどうでしょう。

それから、これは一つ疑問ですが、馬を出すのは地元の馬を出すというのが原則なんです。ここでは障害競技経験のある馬を使用していたということがありますが、これはなんか悪いという前

提があるような、その辺がちょっと理解できないものですから。これは単なる質問ですけど、私の疑問は2点は、出走場所までのルート公開、それがいいのかどうか。それから、練習方法、それも全部同じようにしたいというのがいいのかどうか。人間の競技でいけば、その辺が理解しにくいというところがありますので、その辺はどんなふうに事務局は考えてるんでしょうか。

社会教育・文化財保護室長

まず、ルートの統一、それと公開という観点でございますが、これにつきましては、これまで各地区によって出走地点までに来る間で、例えばでございますが、隠れて何かしているんじゃないかとか、そういったような疑いが持たれておったところでございます。そういった点をオープンにするという地元の自主的な改善の中で、練習場所、あるいは坂へ行くまでのルートをオープンにするんだという取組をどちらもなされたという点でございます。

竹下委員

地元からなされていると。ちょっと私が懸念したのは、神経質な馬とか、いろいろ馬によっての性質が違うでしょうから、できるだけ人目にさらさずに持って行って、いきなり開いたときに、神経質な馬でもって走るとかね、あるいは坂を駆け上るとかということがあるでしょうが、そのときに公開していくと、その段階でストレスになっちゃって、もうだめになるというふうな馬もあるんじゃないかなという懸念があっただけですが、アンチドーピングありますよね、もちろんね。だから、地元が言っているっていうならば、それはいいと思います。練習はどうですか。

社会教育・文化財保護室長

練習につきましては、先ほど調査結果のところにつきまして、ここは一つ事実の記載という形になっておりまして、例えばでございますが、これらの練習とか内容につきましては、先ほど獣医師であったり、馬術競技の専門の方といったようなご意見をいただいている中で、もちろんこれまで行事をやられている中で、馬の取扱い等はどこの地区もそれなりのやり方でやっておられるわけですが、絶対的なその練習量、それは騎手の馬に乗る、その年初めて騎手になるわけですから、その馬に乗る練習の量であったり、中身であったりというのは、もう少し機会を増やすべきであろうというような意見。それと、各地区のバランスという意味では、練習がたくさん行われているような地区もあれば、少し少ないのではないかとというようなところ。それと、馬の部分について申し上げますと、例えば一部の地区で実績のある馬、あるいは障害経験馬というような馬につきましては、これは先ほど言いました一般に平地をただ走るだけの馬の競技じゃなくて、坂を上っていくような馬になりますので、そういった意味では障害競技馬とか、今までやった実績のある馬というものが乗り越えるというためには、より安全な実施につながるんじゃないかというような意見の中で、そういうまとめの中では望ましいというような表現になっていると思います。

竹下委員

障害経験のある馬のほうが望ましいということですか。

社会教育・文化財保護室長

はい。

教育長

だから、別に馬術競技者から見て、練習量が不十分な地区があると指摘があるのが1つと、ちゃんと自分とこで飼ってしている馬がある半面ですね、よそから借りてきて間に合わせている地区もあるとかですね、そういう差があるということです。

竹下委員

そういうのがあって不公平だっていうなら分かるんですが、そうなるんですね。そのときには障害経験のある馬のほうが安全性という意味ではいいわけでしょう。よそで障害経験のある馬を借りてくるのはいいことでしょう。どうもそれがここからは汲み取れないんだけど。

教育長

地元のほうがいいですが、そういう障害経験のある馬もいいですし、一番困りますのは、平地しか走ったことがない馬を借りてくるというのは、一番安全性としては危ないんじゃないかという、そういう意味合いが込められておるんですが、ちょっと細かいところは書いてないの。

副教育長

馬術競技の専門家がおりますから、障害物を乗り越える馬場のトラックで、オリンピックなんかでもありますが、そういう馬ならいいけど、それは人馬一体ということで非常に練習量もあって、

馬への愛着もあるわけです。

竹下委員

愛着もありますね、当然ね。

副教育長

ここを問題視しておると、健康福祉部のほうはですね。要は馬に対する愛着もないのに、単に騎手として1週間ぐらい練習しただけで、本当にその馬に対する愛着が出るのかというあたりもあるわけで。ある一定の時間、馬と接触してくださいというのを馬術専門家から指摘を受けて、文化財保護委員もそのあたりについては、なかなかよく分からないので、そのあたりが馬術の専門家から指摘を受けて、こういうふうな記述で。

竹下委員

今の説明は理解できますけどね、そういう趣旨でこの勧告というのはいいんですけども。仮に審議会の建議のほうを見てると、そういう意味汲み取りにくいからね、何かむしろ統一した練習方法にしようというような感じに取れますので、くれぐれもそういう解釈をされないようお願いできればと。

副教育長

申し渡しのときに気をつけてということで。

竹下委員

はい。

委員長

ほかはいかがでしょうか。

丹保委員

この調査報告の7ページのところにですね、のアに、馬が駆け上がるには急な傾斜になっていたとありますが、この神事というのは、むしろ駆け上がるのは難しいから意味があるわけでしょう。簡単に駆け上れるのであれば、ほとんど神事にならないんですね。そういう要素があるので、これをすべて安全に安全にとやっていると、神事の意味がなくなっちゃうんじゃないかという気がするんですね。その辺のところの兼ね合いがすごく難しいんじゃないかという気がしました。だから、その辺のところ、やはり馬の先ほどから問題になってる騎手の技量とかね、馬の持っている力とかですね、それをもっと兼ね合いでやらないと、非常に貧弱な馬を連れてきて、駆け上がれなかったから危ないからとか、そうやってくると神事そのものがおかしくなっちゃうんじゃないかっていう、その辺のところはあまり杓子定規に考えると問題がある。むしろ、この文化財そのものの意味がなくなってしまうんじゃないかという気がちょっとします。そのところをちょっと考えてあげないと意味がなくなるんじゃないかという。そういう気がしますので、今年度は別に問題が起こらなかったわけです。

それで、もう1つは、どれぐらいのチャレンジした場合に、どれぐらいの割合で駆け上がれるんですかね。

社会教育・文化財保護室長

坂の傾斜の話ですけども、委員のおっしゃるようになりますね、神事を占うわけですから、全部上がられてしまったら意味がないという、おっしゃるとおりなんですけど、ただ、ここの意味合いとしましては、何度であればいい、どれぐらいの高さであればいいということではないんですが、専門家から見た場合、いかにもあまり急で、より事故に結びつきやすいということで、まとめのほうではそれに対する一定、自主的な改善をされるべきであるという意味でございます。

丹保委員

専門家がちゃんと考えたうえでということですね。

社会教育・文化財保護室長

専門家から見てもこれは急ではないかというのが多度の場合には認められたということでございます。

丹保委員

なるほどね、分かりました。

副教育長

コメントは馬術競技専門家の所見で、坂の傾斜をもう少し緩いほうがいいと。崖の高さもそれほ



ど問題はないけど、崖下の土がしまっておらず、馬の踏ん張りが利きにくい部分があったので、その部分の改善が必要だと。そんな感じでコメントを協力員の方が言っていました。だから、ハードル、障害物の馬術の人らから見て、やはりそれは急なのではないかということです。

丹保委員

専門家がちゃんと見ているからということですね。

教育長

走路ももっときちんと整備して、馬が滑らないようにして。

竹下委員

ぬかるみが問題なのですね。

社会教育・文化財保護室長

成功率と申しますと、この資料のほうに、まず猪名部神社におきましては16ページ、多度大社におきましては、20ページに今年度の上げ坂の成否が載っております。それで猪名部神社におきましては、まず、試祭日でございますが、12走中6走、本祭日でございますが、6走中5頭という上がりでございます。

それと、多度大社におきましては、20ページでございますが、5月4日につきましては12走中2頭、5日につきましては6頭中3頭。ただ、この猪名部神社と多度大社では、坂の状況だとか、長さだとか、そういった状況が変わってきますので、これらで比較するということはできませんが、各地区とも天候やいろんな条件もございましょうが、今年は猪名部においては割りと上がったんじゃないかというような声も聞いておりますし、多度も最終につきましては、約半分が上がってきているというようなところで喜んでおられたという状況は聞いております。

ただ、これは先ほどおっしゃられましたように、いろんな馬であったり、人であったり、状況であったりというようなのがございます。

丹保委員

それから、もう1つですね、お酒を制限したとかということありますね。あれはどのような内容ですか、具体的には。青少年に関することだと思うんですけど。説明をお願いします。

社会教育・文化財保護室長

猪名部神社でございますが、これらについて、やはり未成年が飲酒しているんじゃないかというような疑いが指摘されてきたところでございます。そういったものに対して、この地区においては大人であっても誰であっても、境内にはそういったものを持ち込まないと。そういったことがあることによって疑われるようなことは止めるというような取組を自主的にされた点でございます。そういった意味での制限ということでございます。

丹保委員

じゃ、もう青少年がお酒を飲まないようにということを含めて、大人の人も少し制限しようというか、控えようとかということですか。

社会教育・文化財保護室長

そうですね、持っていたら何かしているんじゃないかとか、いろんなことを言われます。それと、少し説明が足りないところがありますが、この行事につきまして、いわゆる馬を上げるというようなところでは青年団、それを補佐したりいろいろマッチングするので中老という形で。青年団につきましては、高校生から25歳まで、未成年だけじゃなくて成年も含んでおります。25歳以上になると中老という形。それから、長老とかいうふうに段階組織になっておまして、いろんな人が入ってくるという中で、境内ではそういったものを持っておたらということでの疑いを一掃しようという取組であったということでございます。

丹保委員

分かりました。

牛場委員

私も未成年のほうでちょっとあれしたんですけど、やはり祭りとお酒というものはつき物なので、反対される方というのはなかったんですか。もう自主的に自ら控えようという。これはどこでもそうなんですけど、伊勢の御木曳きでもそうなんですけど。昔は団長が好きだけ飲めって出していましたけど、屋根を壊したりポスト壊したりって、そんなんでもう飲むな飲むなって。でも、中にはやっぱり祭りとお酒はつき物なので、そういう制限をされると面白くないという反発もあったんです

けど。そういうことはもう皆さん自ら自重されていたわけですね。

教育長

周辺環境が段々厳しくなってきたので。表だって祭りやで酒やと言いにくくなっているという。本音では多分飲むところあるのかも分かりますが、それはもう置いて。

牛場委員

分かりました。

教育長

御木曳きでも昔のこと思ったら、もうおとなしなると。

牛場委員

おとなしなりました。

教育長

私が一番最初の高校のころのは、そこら中で壊しまくってましたで。後ろの団長とお詫びをして回ってました。

丹保委員

そうすると、全体的には今年度の調査によっては、動物愛護の精神に違反するようなこととか、一部その疑いとかあったようですが、それは先ほどは水だったという話もありますので、ほとんど問題なかったということなんです。

社会教育・文化財保護室長

取組をなされたということによって、そういった疑いの部分については、できるだけ払拭するとともに、地元としてもそういう機運を高めていただいたというようなところでございます。それで、引き続き、私どもとしてはこういった取組を継続していただきたい。また、少しご指摘がありました、そういう疑われるような行為については、持たれないような工夫もしていただかないとというところでございます。あくまでもこれは申し入れに対して自主的に地元が行って、我々がこうなさい、あしなさいというようなものではございません。

社会教育・スポーツ分野総括室長

付け加えさせていただきますと、審議会の中の審議状況では委員の方いろんなご意見いただきましたけど、かなり動物愛護がなかなか、いわゆる虐待とか精神に反することが後を絶たないのは非常に問題であると。文化財で歴史はあるけれど、やっぱり時代に合った形でいろんな取組をなさなければならぬのが十分なされてないということで、建議ということになっておりますので、まだ課題は多いという認識の見方が多かったというふうになります。

丹保委員

はい、分かりました。

竹下委員

それを前提としての話なんですけども、今の時代は無難に無難にと、問題が起こらないという形で、それが改善だということになってますが、段々と世の中がおとなしくなりすぎていますよね。だから、今はもうそろそろ元気を出す時代でもありますから。それはもちろん動物をいじめるのはいけませんよ。いけませんし、青少年がお酒を飲んで体を壊すというのはだめですが、何か元気を引き出せるようなお祭りということも重要ですから、そのお祭りの心意気というか、一番核になるものを消してしまうような仕方は、私は大反対なんですけど。何とかそれをうまく盛り上げるような形で進めてもらえればと思っております。

委員長

保護審議会のほうからは建議というところで、これは深く受け止めていただきまして、そして、また文化財としてこの二つの神社で虐待等々、馬の関するところ、十分23年度も調査を行うように建議しますというようなところですから、進めていただくようにいたしまして、議案第61号は承認いたします。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## ・審議内容

### 報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（予算経理室長説明）

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成23年1月20日提出。三重県教育委員会事務局 予算経理室長。

1枚ページめくっていただけますでしょうか。専決処分の報告についてというものでございます。これは県議会へ報告する様式でございます。今回、この報告案件は公用車による交通事故についてでございます。表の一番右の欄、専決年月日に記載がございます。昨年12月24日、この日に知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分を行いましたので、来たる2月14日に開会予定の県議会に報告することになります。そのために事前に教育委員会に報告するというものでございます。

事故の内容につきましては、左から2つ目でございます、損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄に事故の内容が書かれております。平成22年11月10日、伊賀市荒木地内の国道におきまして発生いたしました、県立伊賀白鳳高等学校の公用車による公務上の事故でございます。詳しく説明いたします。伊賀市にございます物品レンタル店の駐車場から国道へ左折して出る際に、左のほうから歩道を通行してまいりました電動アシスト自転車、最近よく出ているものですが、これと接触いたしました。相手方が転倒したものでございます。転倒した際に相手方は左肩を打っております。また、電動アシスト自転車の前輪がゆがみまして損傷を受けたというものでございます。職員は当日、文化祭で使用いたしますレンタル物品、紅白の幕でありますとか、コンロとかそういうものでございますが、これを借り受けるために公用車、実は軽トラックでございます。こういったレンタル店に出向いていたというものでございます。

次に、表の右から2つ目、損害賠償の額の欄をご覧ください。過失割合といたしましては、県側が10、相手方が0ということで和解しております。相手方の電動アシスト自転車の損害額6,800円でございます。全額を県が加入保険により賠償いたしました。なお、先ほど申しました左肩を打ったという人身の件でございますが、この人身事故に関する損害額につきましては、相手方が治療に3ヶ月要するということが分かっておりまして、この3ヶ月の通院治療、この間にかかりました治療費が未だまだ確定しておりません。治療費が確定次第、示談交渉に入る予定でございます。今回は物損事故に関する示談を先行して行ったものでございます。報告は以上でございます。

#### 【質疑】

竹下委員

3ヶ月というのは重傷なのでしょうか。

予算経理室長

これは重傷というかどうか分かりませんが、当日、救急車を呼びまして病院にも運ばれましたが、入院する必要はないということで、その後、やはり実はご高齢の方でして、80を超えておられる方ですので、シップとか痛み止めを長い間投薬しなければならないということで3ヶ月ということでございます。

委員長

ずっと校長会等々でも交通事故等の安全というのは毎回のようにはしていただいて、それでも交通事故、今の情勢においては0%になるというのはなかなか難しいところですから、本当に日々のところでしっかりと生徒たちにも、また先生方にも交通安全をしっかりと進めていただいて、また今後、あまり交通事故等が起こらない方向で進めていっていただきたいと思います。

#### 【採決】

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議内容

### 報告3 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 1 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長

資料は、この結果報告書という本冊と概要版とございます。概要版を中心にご報告をさせていただきたいと思しますので、まず、概要版をご覧ください。まず、概要版 1 ページ、今年の調査につきましては、今までは小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象にして、これまでは悉皆で調査を行ってまいりましたが、本年度から抽出ということでございまして、本県の場合、小学校においては 77 校、生徒は 3,256 名、中学校においては 34 校、生徒は 3,187 名の調査対象となったところでございます。

の調査結果でございますが、これは既に報道等でも報告されておりますが、全国もやや上昇傾向と。本県の状況につきましても上昇傾向にはあるという状況でございます。その 1 ページの表でございますが、まず、その表の見方ではありますが、黄色で囲った枠の中は、全国と比べて優れていると。そして、赤い矢印につきましては、本県の昨年度の比較において昨年よりは上昇したと。白い下向きの矢印は、昨年度から比較して悪かったということでございます。一番下の体力合計点につきましては、男女共に小学校においては上がっていると言えらると思えます。2 ページを見ていただきますと、同じような状況で、その表につきましては、黄色の枠囲い、そして、赤矢印、白の矢印ということで、体力合計点につきましては、やはり中学校においても昨年度よりは本県の場合は向上しておることが分かるかと思えます。

なお、本冊のまず 3 ページを見ていただきたいと思います。これは全国のもの和本県のをグラフで対比をしております。本県はその棒グラフ、それで、全国については折れ線グラフということでもあります。

まず、小学校 5 年生の握力について説明をさせていただきますと、概要版の 1 ページと見比べながら見ていただきますとよく分かるかと思えますが、概要版の 1 ページの握力については、全国の平均が 16.91、本県が 16.86 ということで、ほとんど差は非常に小さいものであるということで、この棒グラフの山と折れ線グラフの山がほぼ一致した状況になっておるといのが分かるかと思えます。

それと比べまして、上体起こしであります、これにつきましては、全国より随分低いということで、全国は 19.28、本県が 17.65 ということで、1.6 ポイントほどの差があるということでございますので、本県の状況は棒グラフが左へ移っておる。こういった形でこのグラフを見ていただきますと、全国との状況がよく分かるのではないかと思います。

そして、本冊の 7 ページをご覧ください。これは体力合計点をここに表しておりますが、その下のほうの横帯の A B C D E といひますのは、それぞれの種目を 10 点に換算をして、その合計点の高いもの、一番下に 65 点以上が A ということでございまして、その男子を見ますと、やはり A D が少ないということが言えるのかと。だから、やはり全国の平均に少し届いていかないということで、現在、この A B C あたりの数を増やせるような取組を進めていく必要があるということが言えると思えます。

合わせて、中学校の状況につきましては、本冊の 13 ページを見ていただくと同じようなグラフが出ておるかと思えます。ここにつきましては、特に A B の割合が男子においては全国と少し差が出来るかと。女子においては、A の差が少し見えるということが分かるかと。ただし、中学校につきましては、小学校と比べるほど全国との差がございませんので、全国より低いとは言いながらも、若干回復をしておりますので、上のグラフを見ましてもほぼ同じような形状をしてきているのが分かるかと思えます。以上がそれぞれの種目ごとの分析でございました。

もう一度、概要版へ戻っていただき、3 ページの 2 の体格と肥満度に関する調査の結果でございますが、これにつきましては、特に、肥満出現率については小学校の男子はほぼ全国と同じであり、小学校の女子、中学校の男女はわずかに低い傾向ということで、全国に比べると肥満は進んでいないということが分かるかと思えます。

続いて、3 番の子どもたち、児童や生徒に調査をした結果でございます。一番下のグラフのところ、これはスポーツクラブ、運動部や、あるいは地域のスポーツクラブに所属している子どもたちと体力との関係を見たものでございますが、やはり運動部や地域のスポーツクラブで活動している子どもたちは、その体力合計点が高いということが言えると分かってまいりました。これは昨年と同じような傾向でございました。4 ページにつきましても、これは中学校でございまして、これ

もやはり同じようなことが言えるのかと。

そして、その次の3番が、運動やスポーツに関する子どもたちの意識ですが、やはり運動やスポーツが好きという肯定的にとらえている子については、やはり合計点が高いということでありま

す。5ページの(5)ですが、家庭における運動やスポーツとのかかわり、実はここににつきましては、今回の調査からこの設問が入りました。これは家庭で家の人と一緒に運動やスポーツをす

るとか話すと、いわゆるスポーツに関心をどれくらい持っているかということで、「する」「見る」「話す」を週1回以上から、2週間、1ヶ月に1回、年に数回、全くしないというふうなことでござ

いますが、やはり家庭においてのそういったスポーツに関心の高い家庭の子どもについては、やはり体力合計点も高い状況にあったということでありま

す。続いて、4番につきましては学校への質問であります。体育の授業以外での体力向上にかかる取組ということで、体育の授業は当然どの学校もして

いるわけですが、それ以外に取組をしているかどうかということでありま

## 【質疑】

牛場委員

クラブは少ないんですね。中学校。

スポーツ振興室長

小学校のクラブ活動というのは大変少ないという状況にありますし、それぞれの小学校であ

丹保委員

っても、1つとか2つとかいうふうなことで、主に小学校の場合、地域の少年団の加入である

とかい

ば、それを改善しなきゃいけないですね。そういうことで申し上げているのですが、それ何かお気づきのことがあれば。

スポーツ振興室長

概要版の5ページのところで、特に体育の授業以外での体力向上にかかる取組のところで、小学校は全国に比べて全国が68%あって、本県は33%というふうなところと合わせて、これは全国の調査ですが、実はこの新体力テストの調査を毎年継続してやっている小学校はどれくらいあるかという調査をしましたところ、これは2割に満たないと、毎年ということでございますけども。なかなか子どもたちの体力の状況を客観的な数値として今までデータとして持っていなかったというところが、一つ問題があるのかと思っております。

そういったところから、体力テストのデータが子どもの成長記録にもなり得ると我々も考えておりますので、今後、次年度についてもできるだけ体力テストがやりやすいような状況をつくっていくように授業の展開をしていきたいと考えながら、少しでも授業以外での体力向上に取り組む意識を各学校に持っていただくような取組を進めていきたいと考えております。

一方、中学校においては、部活動の加入率が本県の場合、非常に高いところにありますので、そういった効果が出てきているのかと。これで小学生でももう少し上がっていけば、そのまま中学校へ上がっていきますので、全体的に底上げを図れて、全国と比べても平均くらいはいきたいということをお考えおとるところであります。

牛場委員

小学校の運動会を見に行ってますと、低学年は1等2等という旗のところへ並ばすんですけど、タイムは計ってないんですかね。そこまではやってないですかね。

スポーツ振興室長

ちょっと定かなことは分かりませんが、おそらくそこまではしてないのかとは思っておりますが。

牛場委員

あれをちゃんと子どもに伝えてやると、またやる気も出てくるんじゃないかと思って見ているんですが。

丹保委員

今の学校で継続的にやってないという子は非常に目立つんですね。家庭でやりなさいとか言う前に、やっぱり学校が率先してやらなきゃいけないと思うんですよ。それで家庭でがんばりましょう、地域でがんばりましょうなんです。学校自身の努力が足らなかったら、地域の人にもお願いできないし、家庭にもお願いできないという状況だと思うんですね。僕がさっと読んだ限りでは、ここがかなり大きな問題じゃないかという気がします。

それから、もう一つ、前から少しお話をしてるんですが、一緒にやりましょうじゃなくて、自然にやれるような環境を育てるのが一番いいんですね。昔ですと学校までよく歩いたり、山や川へ行って遊んだりしてたんですが、これが今なくなってきてますね。塾ばかり行っていると、そういうことが言われてるわけなので、学校で遊べるような環境を作らなきゃいけないというので、牛場さんも前から言っているように、例えば芝生を植えるとか、ただ、芝生を植えると管理が大変なんです。管理が大変で、ある学校はそれを引き上げたという話もあるぐらいですから。だから芝生でもまず始める場合に、人工芝なんかでちょっと実験的にやってみて、管理が非常にしやすいような形で始めるとか、何らかの形でそういうことがやれないかということをご検討してほしいと思います。

私こないだ、県対抗の駅伝見てたんですが、前半良かったね。どうして三重県が10位以内に入ってるのかと思うぐらいすばしかったですよ、中学とか高校生がね。後になってきたら普通に帰ってきましたけど。だから、ああいうのは少しずつ効果出てるんじゃないかという気もするので、やはり大きな意味で取り組んでいけば、三重県も一定のところへ行けるんじゃないかという気がしますね。

牛場委員

やっぱり学校というのは、地域に育てられる学校が一番理想的だと思うんですけど。夏休みのラジオ体操なんか見ますと、すごい地域のおじいちゃん、おばあちゃん方たくさん集まって来るとは思いますが、ああいう方たちを巻き込んで芝生の手入れなんか定期的にやっていただければ、もっと子どもたちが素足で昼休みにスポーツに楽しめるんじゃないかという思いがずっとしているのです。

が。  
スポーツ振興室長

いわゆる子どもたちが運動ができやすい、やりたいと思う環境づくりということで、芝生だけに限らず、ほかにもたくさん要素はあろうかと思っております。特に芝生等につきましても、引き続き研究もしながら、市町とも連携を進めていきたいと思っております。

今の子どもたちは外遊びさせることをまず進めるという取組も必要ということもありますので、今もご指摘いただきましたように、地域や、あるいは家庭、そして学校も一体になった取組をしながら、子どもたちの体力向上とか、そして元気な社会づくりというところへ結びつけていかなきゃならんと考えてます。

竹下委員

私は学校で取組というのは非常に重要だと思うんですが、取組方が非常に難しいと思ってるんです。といいますのは、私今孫が3人いるんですが、そのうち2人は歳がほとんど同じ今3歳で、両方とも女の子です。片方は千葉に住んでます。片方は三重県に住んでます。三重県のは私の家の近くに住んでいるんですが、その子のほうは無茶苦茶おとなしいんです。もう動かないというか、走ったりはしないんですね。ゆっくり歩くという女の子で、私が扱いやすくていいんですけども。千葉に住んでいる女の子はちょっとでも隙間があれば走るんですね。本当に2、3m先まで行くという場合も、身構えてたあーっと走っていくんですが、滑り込みなんかしてね、膝で滑り込んだりいるりするんですが。そういうのを見てれば持ち味が全然違うんです。運動神経がまさにいいのと悪いのと。いいのは私に似たなと思ってますけども。とういうことで、そういう違いがありますし。

それから、そのうえに加えて、三重県のほうに住んでるのは息子のほうで息子一家ですが、そちらのほうはどっかへ行く場合にも必ず車で行くと。車で行って全員が歩かないですよ。親のほうは歩かないかんとということで、スポーツクラブへ行っているいろいろやってますけども、子どものほうは何もしないわけですね。片方の千葉のほうのは、車では逆に不便ですから、休みのときには遠方には車で行きますが、近くに行くときには大体みな歩いて行きますから、運動神経のいい子はますますそちらで運動するようになっていくというのがありますから、こういう環境が致命的かなという気はしてるんですが。

ただし、三重県にはそういう子ばかり集まっているわけではないんですから、別の形でそれを改善することはあり得ると思いますけども。学校で取り組むときに、普通にやれやれと言っておっても、それはなかなかできないんじゃないか。何かものすごい工夫が要るのかという。単に学校運動会で今の運動会も、そら牛場さんが言うようにもっともっと刺激して競争したほうがいいと思いますけども、それだけではどうもだめじゃないかと。だから、なんか芝生つくるだけでも、つくらないよりはずっといいことは当たり前ですけども、もっとなんか工夫が必要だと。その際に多分事務局は出来のいいというか、数値の高い県を調査してるんじゃないかと思えますけども、ああいうところでは全く違うような、小学校なら小学校、中学校なら中学校の対応をしてるんですか。

スポーツ振興室長

いろんな取組の形があると思うんです。やはり学校を挙げて体力向上に取り組もうという意識が非常に強いというのがまず1つあるかと思えます。実は今年取組の中で、体育活動のサポート員というのを緊急経済対策の緊急雇用のほうで、各学校へ行って、そして子どもたちと休み時間に遊んだりとか、あるいは昼休みとか、あるいは体育の授業のサポートもするとかという、子どもたちと動きながら触れ合うという方々を採用させていただいて。

竹下委員

そのノウハウというか、ここでいくと4ページでスポーツ嫌いだとか、そんなに好きじゃないとかいうような表現の方が多いですよね。こういう子どもたちはちょっとやそっとではなかなか飛びついては来ないわけでしょう。この子たちをむしろなんとかしないと、数値は上がっていかないでしょうし、そのためにはサポート員というのは元来、運動が好きな人がなってるはずですから、嫌いな人の心境というのはなかなか理解できないでしょうからね、だから、その辺のことがうまくできるようなサポート体制が取れるかなと心配してるんですが、その辺はうまくいきそうですか。

スポーツ振興室長

そのサポート員も合わせて、いわゆる授業をやっぱり大事にしていく必要があると思えますので、その担当する先生方のそういった意識を持ってもらって取り組むという、そういう研修が方向を開

きながら意識を徐々に変えていくという、そういうことから始めていくのかなと。そんな中でサポート員さんがいることによって、より担当する先生方も視野が広がるということをおねらっているわけではあります。

竹下委員

授業でむしろ子どもたちの精神的な問題ですが、義務づけるとか、走ることを走らないかんだという形で、しかもできるだけ早く走らないかんだという義務づけがうまくできれば、圧力でやったらいいかんですが、そういうことができればいいんですけどね。

牛場委員

そうですね、目標が持てますので、小さいながらも。それと、やっぱり土曜日曜の運動場の開放は団体さんだけなんですよね。だから、家族で近くの運動場、せっかく近くに運動場がありながら、子どもたちを車で連れて公園まで行かないかと。あれをなんとかお願いできたらいつも思っているんですがね。やっぱり土曜日曜、休みの日に家族でというのがなかなか。

竹下委員

あと、褒めたたえることも重要だと思うんですけども、褒めることをあんまり、全国的でしょうけども、してないでしょう。運動のできる子をものすごく持ち上げるとか、逆に差が出てくるから競争させないとかいうふうな、強いような気がしますけどね。

牛場委員

そうですね、その傾向がすごく強いですね。

竹下委員

だから、あれを運動のできる子は、勉強のできる子と同じようにものすごいんだぞというふうな形で持ち上げていけば。

牛場委員

そうそう、それがこの表彰式なんか大賛成ですわ。あんな一言ずつ子どもにあいさつをさせるとか、昔はできる子がやっぱりあいさつしてたでしょう。あれはやっぱりあの子みたいに自分も良くなるとういう意欲をわくすようないい意味でのライバル意識、あれをつけたらいいなと思うんですけど。なんか保護者に気がねがすごく最近多いような気がしてなんのんですけどね。

委員長

なかなかスポーツにはライバルというのは本当に一番大切な要素ということ。それと何か褒める対価というのは、逆に逆効果もあるというような報告もあって、無償で子どもが熱中しているところを褒めるというのは、その褒められることに対して、それが飽きた場合、もう熱中が解けてしまうというような。そうすると、段々欲求が深くなっていくというような、褒めてもらうところとか、そういう違う方向に変わって、最初、逆に放って見守るだけのところで子どもが熱中しとる場合には、放っておいたほうがいいという報告もあったり、また、このスポーツクラブ等々でも、今、貧困でスポーツクラブにも入って来れないというような、安くスポーツクラブ等地域のやつというのは、本当に保険料とわずかな受講料で開催して、また、市町によっては全額市町が持って無料でというところもあるんですが、それでもスポーツしたくないというようなところもあるのかなと。

僕らが子どもときは、学校の先生が放課後なりでもたくさん遊んでくれたかなというところで、今の先生にそこまで授業が終わった放課後、子どもと一緒に遊べというのはなかなか大変な時間というところで、うちの子どもらが小学校におったときには、そういうふうに遊んでくれる先生も少数ではみえたかということもあるんですが、今はちょっと地域では皆無に近いかと。

それで、うちの小学校でも隣の南が丘の小学校でも、授業終わったら車がずらっと並んで、うちの小学校はたまに子どもさんを車で迎えに来る。南が丘になると、塾へ行かすというので、ずらっとあの道に車が並ぶと。南が丘さんなんかはテスト的には10ポイントほど全国よりは高いようなところで、知識的には上がっていったのかとは思いますが、そのところ、僕らは逆に体力と知力と一緒に上げて行って、体力が上がっていったら知力も上がっていくのかと。小学校、中学校ではその差がちょっとずつ全国でも下がってくるというのは、先ほども室長言ってみえたように、中学校になるとクラブ活動に多く入ってくるというようなところもあって、小学校の体育がいろいろと改善されてますが、座学であったり、何かを見てたりというような45分の授業中、身体を動かすところはほんのちょっととかいうような取組じゃなしに、本当に20分30分、ずっと子どもが動き回



るというような授業が展開されていくとか、改善、いろいろサポーターシステムで、子どもも動くのはいややと言ってる子どもたちが、なんとか動ける、ああ楽しいんやと思えるようなところが何か展開されたら、竹下委員も言われたけれど、やっぱり得意な人が教えると、そこのところで向上していく子は向上していくんですが、動きたくない、しんどいと思っているような子を底上げというか、動いてしっかり食べて、また夜しっかり寝るというほうが、成長ホルモン等々も活発に出ていいんじゃないかと思しますので、そういう取組が今後も一層進んでいけますようによろしく願いいたします。

**【採決】**

- 全委員が本報告を了承する。 -

**・審議内容**

**報告 2 第 39 回三重県スポーツ賞および三重県スポーツ特別功労大賞の表彰について（非公開）**  
スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**・審議内容**

**議案第 59 号 職員の人事異動について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第 60 号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。